

# 審 査 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名 : 風俗営業等適正化法
根 拠 条 項 : 第31条の23において準用する第5条第4項
処 分 の 概 要 : 許可証の再交付
原権者 (委任先) : 茨城県公安委員会
法 令 の 定 め : 風俗営業等適正化法施行規則第1条 (許可証再交付申請書の提出)、第80条において準用する第12条 (許可証の再交付の申請)
審 査 基 準 :
標 準 処 理 期 間 : 14日 (行政庁の休日は含まない)
申 請 先 : 営業所の所在地の所轄警察署生活安全課 (係)
問 合 せ 先 : 茨城県警察本部生活安全部生活安全総務課
備 考 :